別添４

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインについて

趣旨・目的

本ガイドライン（H27.12.7付け基発1207第3号別添、R2.1.31改正）は、**着用すべき保護具・保護衣**や**適切な伐木等作業方法を示す**ことにより、労働安全衛生法令や関係通達と相まって、伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的としている。

【概要】

①　伐木等作業における保護具等の選定及び着用

下肢の切創防止用保護衣（則485①）（JISに適合する防護ズボン等）、長袖の上衣、防振・防寒に役立つ厚手の手袋、安全靴その他適当な履物、保護帽（則484①）・保護眼鏡・耳栓　等（※作業性が高く視認性の高い目立つ色合いのものを選定）

②　チェーンソーの選定、取扱い方法

③　事前準備等（事前調査・記録、リスクアセスメント、作業計画の作成、作業指揮者の選任、教育）

④　伐木の作業における安全の確保

つるがらみの状態等の確認及び取除き（則477①二）、伐倒方向の確認（図1参照）、伐倒者以外の労働者の立入禁止（則481②）（図2参照）、適切な受け口・追い口・つるの作成（則477①三）（図3参照）　等

⑤　造材作業における安全の確保

木材の転落防止（則480①）及び立入禁止（則481①）、同一の原木の玉切り禁止　等

⑥　かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木処理についての留意事項を示すとともに、禁止事項として以下を記載

かかられている木の伐倒（則478②）	浴びせ倒し（則478②）	元玉切り	肩担ぎ	かかっている木の枝切り

※　赤字下線は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）において規定されている事項

図１
伐倒方向

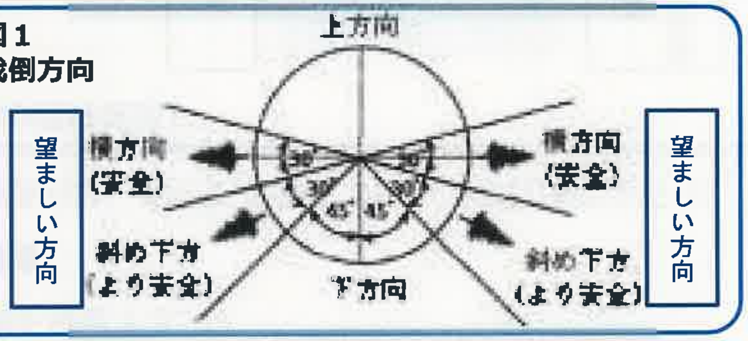

図２
立入禁止範囲

図３
受け口、追い口等

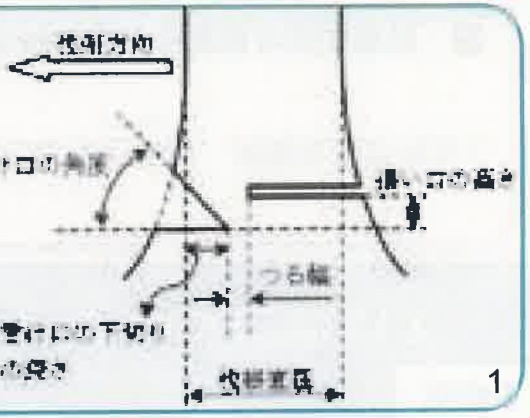

別添５

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインについて

趣旨・目的

林業の作業を行う現場は、市街地から離れた**山林内**であること、作業者が**相互に離れて作業を行う**ことなどから、労働災害が発生した場合にその**発見や救護が遅れ、その結果大きな被害につながることが懸念**される。

本ガイドライン（H6.7.18付け基発第461号の3別添、R2.1.31改正）は、林業の作業現場における**緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進する**ことにより、被災労働者の早急な救護等を図ることを目的としている。

事業者の主な実施事項

①　緊急時における連絡の方法等の決定及び関係労働者への周知

以下の事項について、関係労働者に周知する。

- 携帯電話等による通信が可能な範囲
- 労働者相互の連絡の方法
- 作業場所と山土場等の拠点となる場所との連絡の方法
- 山土場等と事業所の事務所、消防機関等への連絡方法
- 緊急車両の走行が可能な経路等
- 搬送方法
- 作業現場に持ち込む救急用品の内容等

②　作業現場ごとの連絡責任者の選任

連絡責任者を選任・労働者に周知し、作業開始前の連絡方法の確認や緊急時の消防機関等への連絡等の業務を行わせる。

③　作業開始前の連絡方法等の確認

作業開始前に、連絡責任者に緊急時における連絡方法を確認させるとともに、携帯電話等のバッテリー状態や故障の有無等を確認する。

④　作業現場における安全の確認

作業現場において実際に通信が可能であるか確認するとともに、適時連絡責任者の指示に従って労働者相互に連絡を行い安全を確認する。また、チェーンソーの音がしなくなった場合等には異常の有無を確認する。

⑤　教育訓練の実施

連絡方法、搬送方法、応急処置等についての教育訓練を行う。
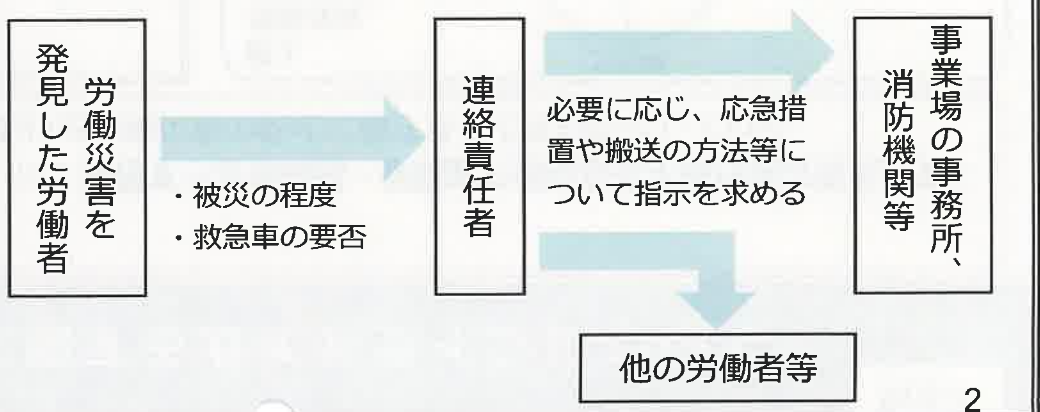
【労働災害発生時の連絡経路】